

7 独禁政策

(1) 独占禁止法の不当廉売規制の在り方について

公正取引委員会は、不当廉売について、あらゆる業種の事業者にとっての予測可能性を担保し、自由で公正な創意工夫に基づく良質・廉価な商品又は役務の供給の確保に資するため、「供給に要する費用」、それを「著しく下回る対価」等について、予測可能性に寄与する事例の公表、相談事例の分析、各種実態調査等、不当廉売に該当するか否かを予測することが可能となるような取組を積極的に実施していく。**【平成 21 年度以降、逐次実施】**(競争ア)

(2) 独占禁止法の排除型私的独占に関するガイドラインについて

公正取引委員会においては、いわゆる略奪的価格設定が、排除型私的独占となる典型的行為類型のひとつであることにかんがみ、あらゆる業種の事業者にとっての予測可能性を担保し、自由で公正な創意工夫に基づく良質・廉価な商品又は役務の供給の確保に資するよう、いかなる価格設定が排除型私的独占に該当し得るのかという点に関し、とりわけ、違反となるか否かを判断する上で必要な基準を、排除型私的独占に関するガイドラインに極力明確な形で盛り込む。**【独占禁止法改正法施行までに実施】**(競争ア b)

(3) 独占禁止法の課徴金制度の在り方の検討

課徴金制度については、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)において、「違反行為を効果的に抑止する観点から、課徴金の水準等の課徴金制度の在り方について、平成17年改正法の運用状況を踏まえ、また、課徴金に加えて刑事罰が併科される可能性がある制度となっていることも考慮しつつ、必要な検討を開始する」とされている。

これについては、第171回国会に提出された独占禁止法改正法案で課徴金の範囲拡大及び算定率を割り増す要素が追加される等更なる抑止力向上の必要性が高まっている情勢にもかんがみ、抑止・制裁の両目的をより効果的・効率的に成しえる制度設計について、現行の法運用状況とその効果についての分析をしつつ、独占禁止法違反行為に対する措置の在り方について、幅広い検討を行う。**【平成 21 年度検討】**(競争ア a)

また、課徴金の水準については、現行水準の運用状況を注視しつつ、抑止と制裁の観点から、違反行為をする動機付けを失わせることを十分に担保したものになるよう、現行の法運用状況とその効果について分析を重ねつつ、不断の見直しを行っていく。**【逐次実施】**(競争ア b)

(4) 公正取引委員会の審判制度の在り方について

公正取引委員会は、独占禁止法の抑止力が強化されている昨今の背景を踏まえ、同委員会の審判制度の在り方について、審判の存続・廃止や審判と裁判の選択制等のメリット・デメリットを洗い出す等、幅広い検討を行い、より独立性・中立性・公平性が高まる制度となるよう措置する。【平成20年度措置】(競争イ(エ))

(5) 不当景品類及び不当表示防止法の在り方について

公正取引委員会が行う実態調査アンケートについて

公正取引委員会が行う総付景品規制及び一般懸賞規制に関する実態調査アンケートについては、事業者全体における傾向や意識等を、的確に把握できるよう、民間企業の知見を取り入れつつ、適切な方法によりアンケート調査を実施する。【平成20年度措置】(競争イ(ウ))

総付景品規制及び一般懸賞規制の在り方についての検討方法

公正取引委員会(消費者庁設置関連法案が国会にて可決成立し、消費者庁が創設された場合は同庁)においては、総付景品規制及び一般懸賞規制の在り方を導き出す方法として、事業者に対する実態調査アンケートに加え、事業拡大ないし新規参入のために現行の規制以上の総付景品や一般懸賞による販売促進活動を実施したいとする事業者からヒアリングを実施する等、幅広い検証をする。なお、その際には、過去の規制緩和がもたらした市場競争への影響及び現在の規制を更に緩和した際に予測される影響を試算・分析すること等の定量的な分析についても、民間等のノウハウを活用することによる実施可能性を検討し、可能なものについては積極的に実施する。【平成21年度措置】(競争イ(ウ))

不当景品類及び不当表示防止法の移管について

内閣官房においては、消費者庁設置関連法案が国会にて可決成立した際には、同法が消費者庁に移管されるに当たり、従前の法目的である「公正な競争を確保」することと、改正後の法目的である「一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止」することが、表裏一体の関係で、規制範囲において同意義である旨を消費者庁に引き継ぐとともに、同趣旨を事業者、消費者両側に広く知られるよう周知する。【消費者庁設置関連法案可決成立後、法律施行までに実施】(競争イ(ウ) a)

また、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第3条を受けて

定めている総付景品規制及び一般懸賞規制については、消費者の商品選択を取り巻く状況が変化してきている中、これらを過度に規制することは適切ではなく、かえって事業者の自由な販売促進活動を妨げ、競争を阻害することになりかねない。

内閣官房及び公正取引委員会においては、以上のように、これまで示されてきた考え方、政策の内容及び方向性を踏まえ、引き続き、総付景品規制及び一般懸賞規制の在り方について、更なる規制緩和の可能性を含めた検討を行うよう消費者庁に引き継ぐ。**【消費者庁設置関連法案可決成立後、法律施行までに実施】**（競争イ(ウ)

b)